

元飯総総第163号

令和元年 7月 3日

飯塚市議会議長 上野伸五様

飯塚市長 片峯 誠



平成30年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書  
について(送付)

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)第11条第3項の規定に基づき、飯塚市政務活動費審査会から審査報告書が提出されましたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり送付します。

本審査報告において、いくつかの意見・要望が述べられておりますので、当該意見等の内容につきご検討いただきますようお願いいたします。

平成30年度  
政務活動費収支・実績報告書  
についての審査報告書

令和元年7月  
飯塚市政務活動費審査会



# 1 審査概要

(1) 対象年度 平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)

(2) 対象者 2会派19議員

① 2会派

- ・市民クラブ (坂平末雄議員、平山 悟議員)
- ・未来いづか (江口 徹議員、古本俊克議員、鯉川信二議員、瀬戸 光議員)

② 19議員

- ・上野伸五議員
- ・梶原健一議員
- ・佐藤清和議員
- ・田中裕二議員
- ・永末雄大議員
- ・松延隆俊議員
- ・森山元昭議員
- ・田中博文議員
- ・兼本芳雄議員
- ・勝田 靖議員
- ・光根正宣議員
- ・藤浦誠一議員
- ・福永隆一議員
- ・吉田健一議員
- ・道祖 満議員
- ・奥山亮一議員
- ・守光博正議員
- ・明石哲也議員
- ・城丸秀高議員

## 審査会会議日程・内容

回	期 日	場 所	内 容
	5月17日	飯塚市役所 202会議室	委嘱状交付式
1	5月17日	飯塚市役所 203会議室	会長及び副会長選任、審査方法確認、審査(上野議員、田中博文議員)、審査日程調整
2	5月24日	飯塚市役所 203会議室	審査(吉田議員、梶原議員、兼本議員)
3	5月31日	飯塚市役所 203会議室	審査(道祖議員、佐藤議員、勝田議員、奥山議員、田中裕二議員、光根議員、守光議員、永末議員)
4	6月14日	飯塚市役所 203会議室	審査(藤浦議員、明石議員、松延議員、福永議員、城丸議員、森山議員、未来いづか、市民クラブ)、報告書全体に係る審査
5	6月28日	飯塚市役所 203会議室	審査報告書原案の協議、決定

## 2 審査方法

本審査会は、地方自治法(以下「法」という。)、飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則及び条例によって定められた飯塚市議会政務活動費使途基準(以下「使途基準」という。)並びに飯塚市職員等旅費条例(以下「旅費条例」という。)及び同条例施行規則を基本的な判断基準として、飯塚市議会の会派又は議員の政務活動費が法及び各条例の趣旨、目的及び各条項に則って適正に支出されているかどうかについて、厳正かつ慎重に審査した。

審査対象は、2会派、19議員から提出された平成30年度収支・実績報告書、領収書及び政務活動費支出に係る証拠書類(写しの綴り)等であって、審査は原則として、次の順序、方法により行った。

### (1) 審査順序

審査は、収支・実績報告書綴りの前から順番に行う。

### (2) 書面審査

委員各自が収支・実績報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議のうえ、支出の適否を審査する。

### (3) 文書、口頭による説明依頼

協議の結果、疑問点が解決されない場合は、審査会は、議会事務局を通じて、文書での説明依頼を行うこととし、文書での回答を求めるものとする。ただし、審査会が認める場合は、口頭での処理を認めるものとする。

### (4) 事情聴取

口頭説明又は文書回答によってもなお疑問点が解明できないとき及び口頭説明又は文書回答に応じないときは、審査会は、議会事務局を通じて報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問する。

## 3 指摘事項(項目ごと)

支出項目ごとの支出状況と審査による指摘事項や注意点は、以下のとおりである。

### (1) 研究研修費

状況)研究研修費の支出は、飯塚市議会児童虐待防止会議構成員4議員(うち1議員は会派所属)と1議員の5名である。その内訳は、県内外において開催された研究会、セミナー、シンポジウム等の参加費、交通費、宿泊費、講師謝金、その他の経費(日当、駐車場代、会議分担金等)である。先の5議員による宿泊を伴う研究研修会、セミナー等の参加(H30. 7. 17~18東京都)を含めて、交通費、宿泊費、日当等はすべて旅費条例に基づいて支出されており、収支報告上の金額に誤り

はなく、講師謝金、その他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

- ① 研究会、研修会、セミナー等の参加においては、主催者が発行する開催案内(要項)、参加申込書、プログラム等の提出が求められるが、参加者すべてが提出しているし、宿泊を伴う場合の調査旅費等報告書(使途基準別添様式3)を準用した報告書も当該議員より提出されている。
- ② 収支報告書(条例別記様式その2)の「備考欄」には、調査旅費等報告書があるとしても、参加したセミナー名、開催地、期日を必ず記入しておくこと。収支報告明細書(研究研修費)との照合・確認のため必要である(記入なし：1議員)。

## (2) 調査旅費

状況)調査旅費(交通費、宿泊費、日当等)の支出は、2会派(未来いづか：2回の視察でそれぞれ1名分と2名分、市民クラブ：1回の視察で2名分)及び議員7名からそれぞれ1回の視察の経費が計上されている。その内訳は、H30. 7. 17～18鹿児島県薩摩川内市、指宿市の1泊2日(未来いづか2名、市民クラブ2名、議員4名)、H30. 8. 21～23新潟県新潟市、見附市、三条市の2泊3日(議員2名)、H30. 10. 30～31栃木県真岡市の1泊2日(未来いづか1名、議員1名)であり、すべて旅費条例による交通費、宿泊費、その他の経費(日当及び食事代)の支出であり、収支報告上の金額に誤りはない。

- ① 旅費の取扱いでは、原則、パック料金(航空賃等+宿泊代)による概算払いとなっており、パック商品が利用できない場合の航空賃は、原則、ANAの3日前の特割金額で計算するとなっている(旅費条例第15条関係)。研究研修旅費も含めてパック利用の場合は旅行業者等からの領収書が添付されているが、パック商品がなかったり利用できない場合の航空賃及び宿泊代の領収書はなく、領収の確認の問題は未だ残されている。
- ② 調査旅費等報告書では、視察目的、視察地、訪問先(相手方)、時系列に沿った経緯、所感等(課題)の記載が求められるが、一部(H30. 10. 30～31栃木県真岡市視察)において時系列が記載されていない。調査旅費等報告書に記載しておくこと。
- ③ 栃木県真岡市行政視察における収支報告明細書(使途基準別添様式1)の科目名(「宿泊費」参加費を含む。)と旅費行程明細書の備考欄(研修費(宿泊費込))及び参加費の領収書(視察参加費)において金額に誤りはないが、科目の表記に相違があるので統一すること。

- ④ 収支報告書(調査旅費)の明細表において、交通費・宿泊費等のパック料金に網掛けされているので数字が見えにくい。太字で囲むなど数字を見やすく表示すること。

### (3) 資料作成費

状況)資料作成費の支出は1会派、1議員のみで、その内訳は、事務機器等購入費(パソコン購入費)とその他の経費としてのワープロソフト、コピー用紙等の購入費であり、領収書は添付されており収支報告上の金額に誤りはない。

- ① パソコンとワープロソフトを同時購入する場合、パソコン(ハード)は取得価格1万円以上の機器備品として備品台帳(使途基準別添様式4)に記載しなければならないので(使途基準P.3)、パソコンとワープロソフト(一太郎)とは区別し、領収書は別々に添付すべきである。

なお、この場合、パソコン、ワープロソフトは、政務活動に限らず私用も含めて広く他の活動にも活用できることから、全額を政務活動費に計上するのではなく、各活用の実績に応じた「按分計算」による計上でなければならない(使途基準P.6「按分についての考え方」)。

- ② 備品台帳は、パソコンや什器など市が使っている備品を一括管理し、各備品の使用、保管状態を把握するものであるから、台帳に記載されている物品は市の「資産」である。

按分で購入した備品については、議員の任期満了、辞職又は失職した場合に返還する必要がないとしても、按分計算なしに全額を政務活動費で支出した場合は、返還または減価償却などの措置を検討する必要がある。

- ③ パソコン等のIT関連機器(ソフトを含む。)の価格は品質、機能においてさまざまである。事務機器等購入費として支出できるとしても、できるだけ安価で一般的に受け容れられる価格のものを選択すべきである。

また、今後は、IT機器の新機種購入(買換え)が増えることも想定されることから、リース対応も含めて、IT機器等購入費に関する詳細な規定を定めるなど、高額な機器備品購入の場合の対策を講じておく必要がある。

### (4) 資料購入費

状況)資料購入費の支出は、1会派、12議員(会派所属1議員含む)で、その内訳は新聞購読料(機関紙を含む。)、書籍購入費であり、12議員のうち4議員は個人の新聞代、書籍代のほか、会議体で共同購入した書籍の分担金も含まれている。いずれも領収書(自宅用新聞代を含む。)はすべて添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

過年度の書籍購入においては、宛名、書名が記入されていない領収書、レシートが多くみられたが、今回は宛名、書名の記入漏れはなく、改善されている。また、会議体や会派で数多くの書籍購入がある場合にも、別紙提出の支出一覧表や収支報告明細書の内容欄に書名が明記されていることから、確認しやすくなっている。書名と領収書に通し番号を付してもらうと、さらに照合しやすくなる。

#### (5) 広報費

状況) 広報費の支出は、2会派(未来いづか：会派報告書及び1議員の報告書、市民クラブ：1議員の報告書)と1会議(児童虐待防止会議報告書)及び6議員で、その内訳は、広報紙(議会活動報告書等)の印刷製本費とその送料であり、すべて領収書は添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

- ① 広報紙(活動報告)の発行部数は、議員によって大差がある。広報費の支出状況(表1)をみると、各号5,000部未満が3議員、5,000部以上1万部未満が4議員(うち1議員は会派所属)で、38,000部の発行が1議員(会派広報紙とは別に発行)である。さらに会派及び会議体の広報紙発行は、「未来いづか」が54,000部、児童虐待防止会議が41,000部となっている。

広報紙は、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策等について市民に報告する重要な意味をもっている。しかし、その経費は、カラー印刷製本費(一部白黒・手製もあるが)、発行回数、送料等によって高額を要し、政務活動費支出全体の67.63%を占めている。議員の広報紙は、見た目より中身が大事であるから、豪華で派手なものは必要ない。印刷製本の規格、発行部数、発行回数は、必要かつ適正な範囲に止め、廉価で無駄がない広報紙発行を考えるべきである。これは、広報費支出が政務活動費の交付額を超えて自己負担する場合であっても同じである。

- ② 広報紙の内容は、議会活動報告がその中心となっているが、政務活動との関連性を示すためにも、研修・視察旅行を行った場合は、その旨、市民にも広報しておくことが望ましい。(別に調査旅費等報告書が提出されるものの、市民がそこまで見る機会は少ない。)
- ③ 一般に、広報紙(活動報告書)の冒頭には本人や会派議員の顔写真が掲載されている。さほど大きな顔写真でなければよいとしても、同じ紙面に何枚も載せたりすると、選挙活動の一環とも受け取られかねないので、広報紙に掲載する本人顔写真は必要限度に止めておくべきである。
- ④ 広報紙等印刷製本費の支出において、広報紙を連続して作成する場合は、



収支報告明細書の「内容欄」にその号数を表示しておくこと。

参考までに、平成30年度政務活動費広報費のうち、広報紙作成費用の支出状況は、次頁のとおりである(表1)。

議員又は会派		印刷製本費					
		単価(税込)	作成部(枚)数	合計	1枚当たり単価	1面当たり単価	備考
A	①	8.50円	2,300部(枚)	19,550円	4.25円	2.13円	A4×2枚の4面(白黒)
B	②	10.55円	41,000部(枚)	432,730円	10.55円	5.28円	B3×1枚の2面(カラー)
C	③	13.11円	7,000部(枚)	91,800円	3.28円	1.64円	B5×4枚の8面(2色刷り)
	④	13.11円	7,000部(枚)	91,800円	3.28円	1.64円	B5×4枚の8面(2色刷り)
D	⑤	48.60円	2,000部(枚)	97,200円	24.30円	12.15円	B5×2枚の4面(カラー)
	⑥	48.60円	2,000部(枚)	97,200円	24.30円	12.15円	B5×2枚の4面(カラー)
	⑦	43.20円	3,000部(枚)	129,600円	21.60円	10.80円	A4×2枚の4面(カラー)
E	⑧	-	-	-	-	-	A4×2枚の4面(白黒) ※自身で印刷
	⑨	9.72円	8,000部(枚)	77,760円	4.86円	2.43円	A4×2枚の4面(カラー)
F	⑩	18.36円	2,000部(枚)	36,720円	18.36円	9.18円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑪	18.36円	2,000部(枚)	36,720円	18.36円	9.18円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑫	18.36円	2,000部(枚)	36,720円	18.36円	9.18円	A4×1枚の2面(カラー)
G	⑬	11.73円	7,000部(枚)	82,120円	5.87円	2.93円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑭	11.73円	7,000部(枚)	82,120円	5.87円	2.93円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑮	11.73円	7,000部(枚)	82,120円	5.87円	2.93円	A4×2枚の4面(カラー)
H	⑯	3.46円	38,000部(枚)	131,328円	3.46円	1.73円	B4×1枚の2面(カラー)
I	⑰	2.70円	54,000部(枚)	145,800円	2.70円	1.35円	B4×1枚の2面(カラー)
J	⑱	33.48円	6,500部(枚)	217,620円	16.74円	8.37円	A4×2枚の4面(カラー)

※1枚及び1面当たり単価について、小数点以下第三位を四捨五入

(表1)平成30年度政務活動費広報費(広報紙作成費用)支出状況

※第1回審査会において議会事務局より提出されたものを、報告書作成に当たり一部改変し、掲載した。

## (6) 広聴費

状況)広聴費(会場費、印刷製本費、その他の経費)は、いずれの会派、議員ともに支出なし。

昨年も指摘したが、政務活動費の支出において、市政の主体である市民の要望や意見を吸収するための会議等の経費が一切支出されていないというのでは、議会活動において市民の声を十分に反映することはできず、政務活動費の支出のあり方として不適切である。

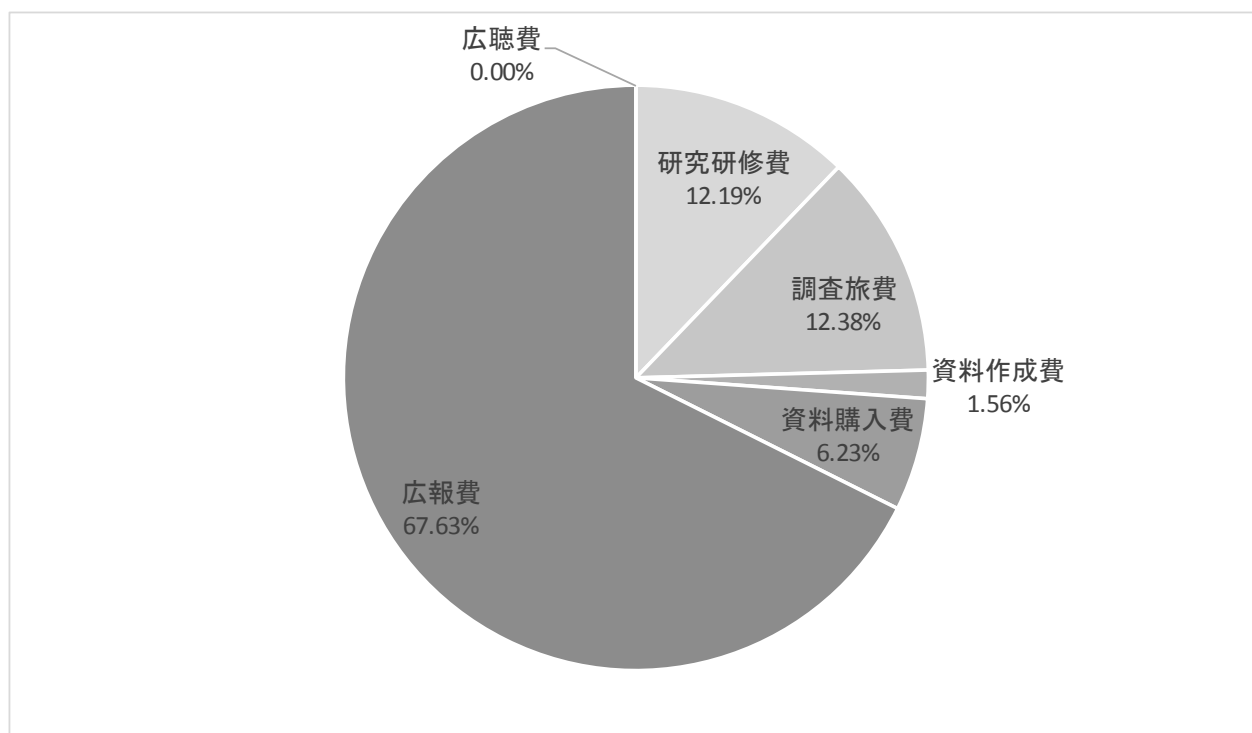
### ※分担金の支出証明(領収書)について

「飯塚市議会児童虐待防止会議」のように、複数の議員によって会議体を構成し、共同して分担金を支出する場合は、各支出項目をトータルした領収書ではなく、項目ごとに領収書等添付書類の確認を行うため、面倒でも、項目ごとに(研究研修費、資料購入費、広報費ごとに)各員の分担金を示した領収書を提出してもらいたい。その場合、会議体の収支報告書(分担金額明細)及び総額の領収書・見積書は証明となるので、これも続けて添付してほしい。

以上、提出された2会派、19議員の平成30年度政務活動費収支・実績報告書の項目別支出金額及びその割合を集計すると、次頁のとおりである(表2)。

平成30年度分 政務活動費項目・科目別支出状況一覧表

項目	科目	金額	支出割合	備考
研究研修費	会場費	1,560	0.03%	「虐待・保育に関する懇談会」会場使用料
	講師謝礼金	115,000	2.10%	「虐待・保育に関する懇談会・ヒアリング」講師謝金
	出席者負担金・会費	165,500	3.02%	子どもを地域で支える会議・筑豊、清溪セミナー等
	交通費	237,135	4.33%	
	宿泊費	88,800	1.62%	
	その他の経費	60,370	1.10%	日当、飯塚市議会児童虐待防止会議分担金
	計	<b>668,365</b>	<b>12.19%</b>	
調査旅費	交通費	397,120	7.24%	
	宿泊費	195,600	3.57%	
	その他の経費	86,000	1.57%	日当
	計	<b>678,720</b>	<b>12.38%</b>	
資料作成費	印刷製本費	0	0.00%	
	翻訳料	0	0.00%	
	事務機器等購入費	48,600	0.89%	パソコン購入費
	リース代	0	0.00%	
	その他の経費	37,057	0.68%	ソフトウェア購入費、用紙代等
	計	<b>85,657</b>	<b>1.56%</b>	
資料購入費	資料購入費	<b>341,608</b>	<b>6.23%</b>	
広報費	広報費等印刷製本費	2,612,652	47.66%	活動報告
	送料	1,000,859	18.26%	活動報告送料
	会場費	0	0.00%	
	その他の経費	93,573	1.71%	封筒代等
	計	<b>3,707,084</b>	<b>67.63%</b>	
広聴費	会場費	0	0.00%	
	印刷製本費	0	0.00%	
	その他の経費	0	0.00%	
	計	<b>0</b>	<b>0.00%</b>	
支出計		<b>5,481,434</b>	<b>100.00%</b>	



(表2)平成30年度分政務活動費項目・科目別支出状況

※第1回審査会において議会事務局より提出されたものを、報告書作成に当たり一部改変し、掲載した。

※表中の金額は、政務活動費を充当していない経費171,583円を含む。

収支・実績報告書の項目・科目の用途及び収支金額、領収書等を審査した結果としては、2会派、19議員のうち、3議員が計上支出額0円(全額返還)であり、支出した会派及び議員の中で、条例第13条第2項に定める「第7条に定める経費の範囲を超える支出があると指摘」されるものはなく、政務活動費の返還を求めなければならない対象者はいない。また、すべての項目における収支計算及び残額計算においても議会事務局との確認のもと精査したが、金額的な誤りはない。

なお、審査の過程において、会派及び議員に対し事務局を通じて文書での説明依頼をした事項はない。

#### 4 審査会意見(まとめ)

本審査会は、法及び条例によって定められた用途基準に基づいて、2会派、19議員から提出された収支・実績報告書及びそれに係る証拠書類等を逐次確認し、支出項目・科目ごとに、その支出経費の「適否」を審査した。

すべての審査を終わっての総合的な評価としては、各支出項目は大方適正に使用されており、支出金額や返還金額に誤りはなく、ほぼ全体的に「良好」な収支・実績報告書になっているといえる。未だ問題点や改善点は残されているとしても、昨年の答申で指摘した研修会・セミナー等の開催要項の提出、調査・視察報告書の書き方や領収書の徹底においても、当初の政務活動費の支出のあり方に比べると、議会の理解を得られたことで格段に改善されている。

なお、今回の審査を通じて、項目ごとの問題点や改善点を附帯意見として挙げると、次のとおりである。

##### (1) 政務活動費の支出状況について

飯塚市議会議員総数27名中、政務活動費の交付申請した議員は、2会派(未来いづか:4議員、市民クラブ:2議員)と19議員で、交付総額1,200万円である。

その支出状況は、交付額を超える支出(残高0円)が2議員、10万円以上の支出が1会派と9議員である反面、まったく使い道がなく支出0円が3議員、1,000円台の支出が1議員あたりすることから、支出総額は530万9,851円(政務活動費を充当していない経費を含めると548万1,434円)で、交付総額に対する支出割

合は44.25%であり(29年度は39.23%)、交付総額の半分以下である。

政務活動費は、決して「使えばよい」というものではないが、議会も主張するように、「議会活動と政務活動は切り離せないもの」(29年度報告書に対する議会の対応)であるから、交付申請する以上は、あらかじめ議会活動と併せた政務活動の計画を明確に定めた上で申請すべきである。もちろん、やむを得ない理由で予定していた視察や研修等の活動ができなかった場合もあるが、政務活動費は厳しい財政の中から議会活性化のために予算化されたものである。交付申請に当たっては、「とりあえず申請しておく」というのではなく、実行可能な計画性をもって申請し、有用かつ責任ある支出をなすべきである。

## (2) 項目ごとの支出のあり方について

項目ごとの支出割合は、政務活動費項目・科目別支出状況表(表2)が示すように、広報費67.63%、調査旅費12.38%、研究研修費12.19%、資料購入費6.23%、資料作成費1.56%の順で、市民の声を聴く広聴費は今回も0%である。この支出のあり方について留意すべき問題点を挙げると、次の点である。

- ① 広報活動の問題：広報活動は、政務活動、議会活動及び市の政策課題等について市民に報告し、PRするものであるから、議員にとっては重要な活動となる。しかし、広報紙(主に議会活動報告)の発行は、印刷製本費、送料、その他の経費等によって高額を要するため、先に示したように、その支出においては規格、発行回数、枚数等に無駄がないよう適正範囲に止めるべきである。この点は、審査会が毎年指摘していることである。

また、会派の広報紙支出においては、会派広報紙と併せて所属議員個人の広報紙を発行している場合と、会派広報紙はなく所属議員個人の広報紙を発行している場合があるが、たとえ「会派内で意見や課題が異なることもある」(昨年の説明依頼に対する回答)としても、本来、会派は政治上の主義・思想、政策課題等を共有するグループであるから、「経費節約」の観点から、会派広報紙に統一して、その中に個人的な意見や課題を掲載する方法も検討すべきである。

さらに、毎年、1人当たりの交付額を超えるほど広報紙発行のために政務活動費を支出する議員(会派内にあって、他の議員の承諾を得、1人当たりの交付額を超える支出をする者を含む。)があることは、政務活動費が「自己PR」だけに使われているという印象を与えかねない。使途の配分や広報経費の縮減を考えるべきである。

- ② 研究研修の問題：議員の研究研修は、議会活動活性化のための前提条件で

あり、そのための各種研修会、セミナー参加は貴重な学習機会となる。しかし、研修会、セミナー等の参加者は、1会派・1会議の所属議員に限られており、全体として議員の研究研修活動は低調である。市は多くの政策課題を抱えているはずであるから、それらに係る積極的な研究研修活動が望まれる。

- ③ 広聴費ゼロの問題:市民の意見を吸収する広聴費の支出は毎年ゼロである。昨年の審査会報告書でも指摘したが、議員が政務活動として研究研修や視察調査、資料購入で自己の見識を深め、広報紙を通じて市政報告することは大事であるが、肝心の市民の声を聴くための市民説明会や意見交換会を開催して、「市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に関する経費」(条例第7条)がゼロというのは、政務活動費の支出のあり方として、民主政治に対する配慮が足りないと言わざるを得ない。

### (3) 政務活動の成果について

今回の研究研修のためのセミナー参加や先進地視察の報告書をみると、民主化を進めるための議会改革や公共施設等の建設・運営に民間事業者のノウハウを活用するBTO方式やDBO方式の導入、防災・減災対策、マイナンバーカードの活用など、課題についての有意義な研修や視察の内容が報告されている。これら政務活動の成果は、問題意識として感じるだけでなく、実現に向けての議会活動が行われることで果たされるものである。中でも、市民の議会参加を推進させる議会改革などは、単なる印象論ではなく、具体策の提案・実現に向けての実践的な行動が大いに期待される場所である。

### (4) 審査会報告書に対する議会の対応について

審査会は、政務活動費が条例第7条の規定に基づき適正に使用されているかどうかについて、提出された収支報告書及び領収書ほか証拠書類を相当の時間をかけてすべてチェックし、市民の視点から真剣に議論し、その結果を審査会報告書としてまとめている。

これに対して、昨年は、「平成28年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書に対する議会対応について」として、審査会の意見や指摘事項に対する議会の考え方が「文書」で提出され、その後の審査において参考になった。しかし、前回の平成29年度審査会報告書に対する議会の対応は、事務局を通じて「口頭」で「各議員に対し、審査会報告書を通知し、指摘事項に係る周知を図った」旨の報告があっただけである。

審査会の審査結果や指摘事項に対して議会側の考え方を文書で回答してもらうことで、議会の事情も伝わり、審査会と議会とのコンセンサスが形成され

て、今後の審査のあり方に影響を与えることもあり得るので、規定はないが、議会は市長を通じて文書で考え方(回答)を示すべきである。

## 5 おわりに

以上、本審査会は、平成30年度分として各会派・各議員より提出された支出報告書を支出項目ごとに支出金額の確認とその適正性を精査し、問題点の指摘及び審査結果としての意見をとりまとめた。全体的には、飯塚市条例の特色である公募市民を加えた審査会のチェック機能が働いていることもあって、他の自治体に見られるようなずさんな実態はなく、明らかに使途基準に違反する不正支出は見当たらない。

審査に当たっては、議会の活性化や一定の政治活動を保証するためには政務活動は必要であるとの認識に立ち、その使途が納税者の不信を招くことなく、適正かつ有効に使われているか、「市民の視点」から審査したが、厳しい指摘もあるなか、使途の縛りが強すぎて積極的な政務活動の阻害要因にならないよう配慮したつもりである。

政務活動費は、いわば「議員が政策全般を勉強するお金」であり、そのための「公金支出」である。議会活動をさらに活性化させるためには、印象論や結論ありきの主張だけでなく、これからは、地方自治の科学化、未来化、民主化を推し進めるための議論や政策研究が求められることから、地方議員の積極的な調査研究活動はなお一層必要となってくる。

令和元年度からは新しい議員も加わることから、政務活動は「議会活動の活性化」につながるという目的をもって、市政の発展に寄与する、適正で有益な活動が積極的に行われることを期待して、報告の終わりとする。

## 6 政務活動費審査会 委員名簿

	氏名		備考
会長	下村 孝	有識者委員	令和元年5月17日就任
副会長	松尾 忠介	有識者委員	令和元年5月17日就任
委員	西原 真理子	有識者委員	令和元年5月17日就任
委員	松尾 智恵美	公募委員	令和元年5月17日就任
委員	松尾 幸子	公募委員	令和元年5月17日就任
委員	小副川 末嗣	公募委員	令和元年5月17日就任

任期：令和3年5月16日まで



